

市民活動ボランティアマッチング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、活動に参加して欲しいと考えている団体等の情報をニーズ登録として受け付けるとともに、ボランティアに参加しても良いと考えている市民を登録し、双方に情報提供などを行い、活動と人とをつないで、地域をより良くすることを支援していく取組に関し、必要な事項を定める。

(ボランティアの登録)

第2条 防府市市民活動支援センター長（以下、センター長という）は、自らや団体・組織が持つ知識や経験、または技術を活かした活動を行おうとする者、ボランティアに参加したいと考えている者をボランティアとして登録することができる。

2 登録の有効期間は、登録の日から3年目の年度末（3月31日）までとする。登録更新は、以降4月1日を基準日として3年毎に行う。

(登録の要件)

第3条 ボランティア登録できる個人及び団体・組織は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 2 個人登録 ・18歳未満の者（高校生の活動は除く）
・営利、政治又は宗教に関わる活動を目的とする者
- 3 団体登録 ・営利、政治又は宗教に関わる活動を目的とする者（企業の社会貢献活動は除く）

(登録手続き等)

第4条 登録できる者は、主に市内に活動の拠点を置く、個人、団体、社会貢献活動を行う企業等で、ボランティア登録申込書（別記様式、個人は1号、団体は2号、企業は3号）をセンター長に提出し、登録を行うものとする。

- 2 登録の有効期間満了に当たって引き続き登録を受けようとする者についても、同様とする。
- 3 センター長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、ボランティアの登録の可否を決定する。
- 4 ボランティアに登録された者は、その登録内容に変更があったとき又は登録の取り消しを希望するときは、ボランティア変更（取消）申込書（別記様式第4号）をセンター長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 センター長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の登録を取消しすることが出来る。

- (1) 登録者から登録取消しの申し出があったとき。
- (2) 解散等により活動を行わなくなったとき。
- (3) その他センター長が、登録が不適切であると判断したとき。

(ニーズ登録)

第6条 支援を受けたい団体は、ニーズ登録申込書(様式第5号)を、センター長に提出する。

2 ニーズ登録ができるのは、市民活動支援センター登録団体、行政等で公益性の高い活動をしている団体が対象となる。

3 ニーズ登録を行う団体は、ボランティア登録も行い、他の団体の活動等にも協力することとする。

(支援の依頼等)

第7条 前条のニーズ登録があったときは、センター長は、登録されたボランティアの中から事業内容に適した者を選定し、支援依頼を行うものとする。

2 ボランティア登録者、ニーズ登録団体に対して、市民活動支援センタースタッフが、仲介・調整を行い、マッチングが上手く行くように進める。

3 調整、紹介後は、双方で活動日時、内容等を調整して活動を実施する。

4 ニーズ内容に関して必要な知識、経験等が求められる場合は、研修等を企画して対応することもある。

(支援の保留)

第8条 センター長は、ニーズ登録の内容に対し、支援をするボランティア登録者がいない等により支援をすることができないときは、当該のニーズ申込を保留することができる。

(支援に要する経費等)

第9条 ボランティアに関する経費は、無料とする。ただし、会場使用料、原材料費、その他支援に要する費用については、原則としてニーズ登録者の負担とするが、活動内容によっては、事前に協議することもある。

(報告)

第10条 ボランティア登録者の支援を受けた団体等は、ボランティア利用報告書(別紙様式第6号)、また活動を行った登録者は、ボランティア活動報告書(別紙様式第7号)を活動終了後1ヶ月以内にセンター長に提出しなければならない。

2 マッチング活動終了後は、センタースタッフがヒアリングなどを行い、次のマッチングに向けて、活動のスキルアップや満足度向上が図れるよう取り組みを進める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。